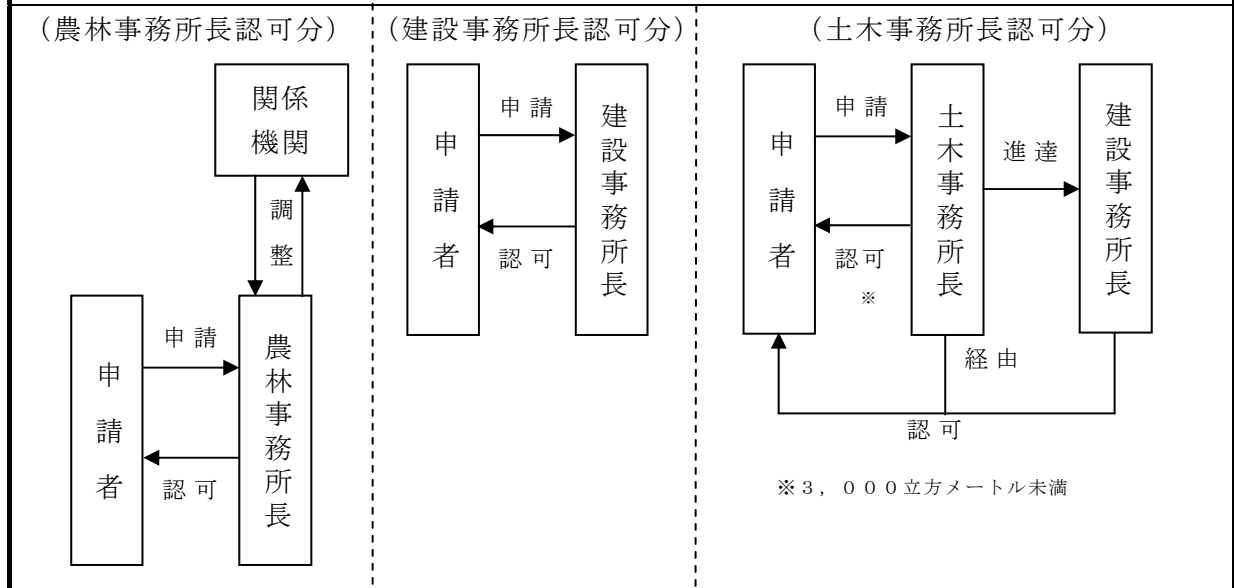


担 当 機 関	本庁 農林水産部 農地管理課 土木部 河川計画課 出先 農林事務所 農村整備部 農地計画課 (ただし、南会津農林事務所及びいわき農林事務所は管理課) 建設事務所 総務部行政課、土木事務所 総務課 白河市 産業部農林整備課
---------	---

手続フローチャート



備 考	<ol style="list-style-type: none"> 1 採取を行う土地が農地、山林の場合は、別途、農地法、森林法上の手続も必要である。 2 採取を行う河川区域内の土地が国有地の場合は、別途、河川法第25条に基づく許可も必要である。
-----	--